

# 緊急通報装置等設置事業について

緊急通報装置等設置事業では、在宅で生活する高齢者等に対して、急病や災害の発生などの緊急時に、迅速かつ適切な対応を図るために緊急通報装置の貸与を行っています。

## 1. 利用対象者

市内に住所を有する者で、おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、身体障害者のみの世帯、またはこれらに準ずる世帯であって、専門機関等において設置の必要性を認めた者のうち、次のすべてに該当する者

- (1) 緊急時の対応が困難な身体的状況にある、または重大な事態が懸念される疾病等がある
- (2) 以下のいずれかに該当する者
  - ・介護保険において「要支援」以上の認定を受けている
  - ・身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けている

## 2. 利用者負担額

1ヶ月あたり 400 円

## 3. 委託業者（4社）※選択性

- ・ALSOK あんしんケアサポート株式会社
- ・富山県綜合警備保障株式会社
- ・株式会社立山システム研究所
- ・株式会社あんしんサポート



## 4. 手続きの流れ

